

財政再建計画成る 市議会にて審議可決

去る8月4日招集された市議会は地方財政再建促進特別措置法の規定による本市の財政再建計画並びに本年度に於ける財政再建資金の起債の件等を審議し6日これを可決した。該計画書は直ちに県庁へ提出中であるが、その内容は次の通りである。

財政再建計画書

第一 財政再建の基本方針

1、財政再建の期間 昭和三十一年四月一日(昭和三十年三月三十一日)から昭和三十三年三月三十一日までとする。
2、財政再建の基本方針 この計画は、本市の現行行政規模を基調として、行政機構の合理化並びに職員配置の適正化による事務効率の促進を図ると共に、昭和二十九年年度までに生じた赤字を年次計画により解消することとし、現行財政規模における必要最少限度の経費をもつて最大の行政効果を得ることを基本方針とする。

3、総括的事項

行政機構の合理化に関する方針
職員の増減増減した行政事務に対処して設置された機関は既に統合され能率的な運営を期しているが、更に次のとおりそれぞれ措置を講ずる。
A、上水道事業、市立病院の各企業については更に内容を検討し合理的な運営を図り独立採算制を堅持する。但し病院会計においてはその特殊事情に鑑み一般会計からの繰入金金の逐次減少を図る。
B、市営浴場については経営状況を勘案し適当な時期に処分する。

4、歳出の抑制及び節減に関する事項

①歳出の抑制及び節減に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
C、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

5、歳入の増収及び確保に関する事項

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
C、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

芦屋市の推計人口 (8月1日現在)
人口総数 51,707
男 25,238
女 26,469
世帯数 11,717

財政再建計画の概要

- 一 財政再建申出の議決 昭和31年5月2日
二 指 定 日 昭和31年5月10日
三 財政再建期間の根拠

Table with columns: 区分, 昭和29年度基準財政収入額, 昭和30年度基準財政収入額, (A)に対して, (B)に対して. Rows include 市民税, 固定資産税, 計.

Table with columns: 昭和29年度, 昭和30年度, 融資希望額. Rows include 繰上充用額, 事業繰越額, 支払繰延額, 計.

五、財政再建債の利子補給の基準
3/2(5-3.16)+3.5 = 0.0626 利息の自己負担限度
0.085-0.0626=0.0224 利息の国庫補給限度

Table with columns: 限度, 区分, 算式, 30年度, 35年度, 摘要. Rows include 1、税収の20%, 2、基準財政需用額の130-150, 3、市民1人当り 2,000-2,700.

七、職員数に関する事

Table with columns: 区分, 職員1人当り人口数, 全国平均職員数A, 31.4:1現任職員数B, 差引B-A, 36.4:1現任職員数C, 差引C-A, 摘要. Rows include 一般職員, 教育委員会事務局, その他(除教員), 吏員, その他, 臨時職員, 計.

八、物件費に関する事。(人口1人当り平均)

Table with columns: 種別, 区分, (2)物件費, 一、交際費, 二、費用弁償及旅費, 三、維持修繕費, 四、食糧費, 五、その他の需要費. Rows include 20,000人以上のとき, 本市 30年度, 31年度, 32年度, 50,960人.

【参考】昭和29年度(5万~7万)都市における人口1人当り経費物件費820円

(1)

合理的な運営を図り独立採算制を堅持する。但し病院会計においてはその特殊事情に鑑み一般会計からの繰入金金の逐次減少を図る。
B、市営浴場については経営状況を勘案し適当な時期に処分する。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

①歳入の増収及び確保に関する事項
A、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。
B、昭和三十二年からの実施として、昭和三十二年の歳入の増収確保を図る。

